別紙１

認定区域計画の変更の案

１　国家戦略特別区域の名称

２
（１）新たに実施する又は既に実施している国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の名称

（２）新たに実施する新たな規制の特例措置の適用を受ける先端的区域データ活用事業活動の名称

３　国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業及び先端的区域データ活用事業活動の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

４　その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

注　２（１）に掲げる事項については、「１　国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の内容及び実施すると見込まれる主体に関する事項」及び「２　その他国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業に関する事項」を、２（２）に掲げる事項については、新たな規制の特例措置の適用を受ける先端的区域データ活用事業活動ごとに、「１　先端的区域データ活用事業活動の内容及び実施すると見込まれる主体に関する事項」、「２　先端的区域データ活用事業活動に適用される新たな規制の特例措置の内容」及び「３　その他先端的区域データ活用事業活動に関する事項」を記載すること。

別紙２

新たな規制の特例措置の適用を受ける先端的区域データ活用事業活動を実施する区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえたことの報告書

１　区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえた方法
□国家戦略特別区域会議の構成員及び当該区域の住民その他の利害関係者の代表者で組織される協議会の議決
□当該区域に係る議会の議決
□当該区域の住民の投票
□その他国家戦略特別区域会議が適切と認める方法（　　）

２　１の年月日　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　１の結果

注　３には、１の結果を記載してください。
（例：議会の議決をした場合は、その議決の結果及び主な議論の内容を記載してください。）

附　則

この府令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。